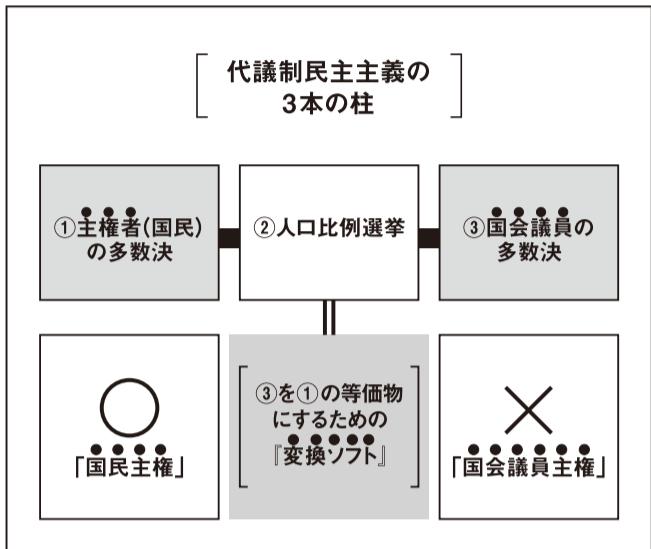


I 「人口比例選挙」= 国民主権国家の必須要件

- 1 国民主権国家では、主権者(国民)が、国民の多数意見で、国会議員を通じて、国家権力(行政権、立法権、司法権の三権)を行使する(憲法前文)。
- 2 即ち、代議制民主主義は、
①「主権者は、国民である」、
②「正当な選挙」(=「人口比例選挙」)。

- ③「国会議員の多数決」
の3本の柱から成り立っている。
- 3 「人口比例選挙」とは、「国会議員の多数決」を「主権者(国民)の多数決」の等価物にするための「変換ソフト」である。

4 以上は、下記のとおり、図示される。



II 「人口比例選挙」とは?

1 「人口比例選挙」

人口比例選挙	
[ベンシルバニア州での、米国連邦下院選・選挙区割り]:	
最大人口の小選挙区と 最小人口の小選挙区との「人口差」は、	1人
(=64万6372人(最大人口) - 64万6371人(最小人口))。注1	

(注1): 195F. Supp. 2d 672 (M.D. Pa2002)。

2 非「人口比例選挙」

非「人口比例選挙」		
①【現行法の「4増4減」の選挙区割り(参院):		
最大有権者数の小選挙区と 最小有権者数の 小選挙区の「有権者数の差」は、	90万3451人	
(=114万3913人(議員一人当たり、最大有権者数、北海道) - 24万0462人(同最小有権者数、鳥取県))。注2		
(注2): 総務省資料(平成24年)より。		
②【現行法の衆院小選挙区割り】:	③【「0増5減」の選挙区割り(衆院):	④【「21増2減」の選挙区割り(衆院):
「有権者数の差」は、 29万1016人	「人口差」は、 29万0574人	「有権者数の差」は、 18万8249人
(=49万5212人(千葉4区) - 20万4196人(高知3区))。注2	(=58万1677人(新東京16区) - 29万1103人(新島根2区))。注3	(=48万0924人(議員一人当たり、最大有権者数、鳥取県) - 29万2675人(同最小有権者数、島根県))。注2
(注2): 総務省資料(平成24年)より。	(注3): 2013年3月29日付 「衆院選区画定審議会」改定案より。	(注2): 総務省資料(平成24年)より。

3 ①米国・ベンシルバニア州(State)

人口: 1280万人強)での連邦下院選の19個の選挙区間の「最大人口差」(=1人)と
②各衆院選小選挙区間の「最大人口

差」(=29万0574人)(「0増5減」案)は、「夫文字の大差」である。

4 人口比例選挙は、現に、よそのState(国)でやっている。日本で、やれない合理的な理由がない。

III 「立証責任」

- ① 米国連邦下院選のベンシルバニア州(State)での「人口比例選挙」(1人(人口差))と
② 日本の衆院選の非「人口比例選挙」(29万0574人(人口差))の夫文字的「大差」の理由は、「立証責任」の所在の明記の有無である

- 1 結論から言えば、日本間のこの「大差」の理由は、日本の最高裁の判決文と1983年米国連邦最高裁の判決文(Karcher判決)の違いである。

- 2 米国連邦最高裁判決は、①投票価値の平等は、絶対ではない。
②選挙区割りが、投票価値の平等(=人口比例選挙)から乖離している場合は、選挙管理委員会が、「その乖離が合理的であること」の立証責任を負う旨明言している。

- 3 ところが、①福岡高裁(西謙二裁判長)、②東京高裁(難波孝一裁判長)は、2013年3月に、「人口比例選挙からの乖離を生ぜしめた、立法裁量権の行使が合理的であること」の立証責任は、選挙管理委員会にある旨明言しているという、唯一点である。

意見広告

3 即ち、日本国最高裁判決も、米国連邦最高裁判決も、「投票価値の平等は絶対ではない」とする点では、既に、一致しているのである。

4 両者の違いは、一方で、日本国最高裁判決が、「投票価値の平等からの乖離を生む立法裁量権の行使が合理的であること」の立証責任は、選挙管理委員会にある旨明言していないが、他方で、米国連邦最高裁判決は、「投票価値の平等(=人口比例選挙)からの乖離を生む立法裁量権の行使が合理的であること」の立証責任は、選挙管理委員会にある旨明言しているとい

う。他方で、米国連邦最高裁判決は、「投票価値の平等は、絶対ではない。
②選挙区割りが、投票価値の平等(=人口比例選挙)から乖離している場合は、選挙管理委員会が、「その乖離が合理的であること」の立証責任を負う」旨明言している。

他方で、日本国最高裁判決は、これまで、「①憲法は、投票価値の平等を要求しているが、それは、絶対ではない。②投票価値の平等は、立法裁量権の行使が合理的であること」の立証責任は、国にある旨明言する歴史的判決を下した。即ち、これらの高裁判決は、立証責任の分配の論点で、1983年米国連邦最高裁判決と同じである。

IV 「事情判決」は、憲法98条1項の明文に違反する

1 「事情判決の法理」(昭和60年最高裁大法廷判決)とは、

「選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合、その他諸般の事情を総合考察し、(強調引用者)選挙を無効とする結果の不都合を回避する

法理論である。

2 「事情判決の2つの致命的欠陥」

「事情判決の法理」には、2つの致命的欠陥がある。

第1の欠陥:
憲法98条1項は、「(憲法)の条規に反する…國務に関するその他の行為…は、その効力を有しない」と定める。
選挙は、この「國務に関するその他の行為」に該当する。
よって、憲法違反の「國務に関するその他の行為」(即ち、①「選挙」と②「判決の言渡し行為」は「國務に関するその他の行為」に含まれると解される。)は、憲法98条1項により、「その効力を有しない」。

「事情判決の法理」を本件裁判へ適用する「判決の言渡し行為(=「國務に関するその他の行為」の一つ)」は、ストレートに憲法98条1項の明文に違反する。

けだし、「裁判所が、「憲法違反」と一旦判断した本件選挙を「その効力を有しない」と判決しないこと」は、憲法98条1項の明文に違反するからである。

第2の欠陥:
一方で、提訴済選挙区選挙のみを無効にすると、なるほど、その選挙区からの議員ゼロのまま、選挙法改正の立法が行われるという「憲法の予定しない不都合」(「前者の不都合」という)が生じるが、

他方で、同選挙を無効にしないとすると、「違憲国会議員」(いわば、レッドカードを出された「違憲国会議員」(=立法権行使の実質的無資格者))が、今日も、明日も、明後日も、立法権の行使に関与し続けるという、究極の「憲法が予定しない不都合」(即ち、憲法秩序の根本的破壊)という、「前者の不都合」の100倍(10,000,000,000,000,000倍)に値する不都合(「後者の不都合」という)が生じる。

したがって、「事情判決の法理」の本件裁判への適用は、完全な背理である。

上記の「前者の不都合」と「後者の不都合」とを比較衡量すれば、「後者の不都合」を回避して、「前者の不都合」を選択することこそが、「国民(主権者)の最大利益」達成に向けた、「合理的な選択」である。

3 全選挙区で提訴すれば、全選挙区選挙が違憲の場合は、全選挙区選出議員が資格を失うので、従来の「事情判決の法理」は、通用不可能となる。

よって、従来の「事情判決の法理」の適用を免れるために、有権者有志は、2013年7月の全47個の参院選挙区選挙及び2016年7月の全47個の参院選挙区選挙、並びに次回(遅くとも、2016年12月)の全300個の衆院小選挙区選挙で、それぞれ、投票日の翌日に、一斉に提訴する。

4 参院・選挙区選挙について考えてみよう。

本年7月の参院選挙区選出の73人の当選議員が選挙無効により資格を失っても、①残余の73人の選挙区選出参院議員と②96人の全国比例代表の参院議員の双方(169人(=73+96))が存在す

るので、参院決議の定足数(61人)、定員(22人)の1/3は、充足される。よって、これらの169人の参院議員が、参院で、立法できる。

即ち、73人の参院選挙区選出議員が、違憲・無効判決によって資格を失っても、参院の立法には、何らの不都合もない。

5 衆院・小選挙区選挙について考えてみよう。

(1) 石破自民党幹事長は、2013年4月20日、三重県鈴鹿市で講演し、「最高裁が(衆院選無効)の判決を出せば、国会議員はみんな辞職だ」と発言した。

国民は、石破自民党幹事長から、この言質をシッカリ取ったのである。

(2) 全300小選挙区選出衆院議員が、本件選挙の「違憲・無効判決」言渡し時以降、速やかに一斉辞職しても、衆院には、180人の比例代表選出議員が存在する。180人の比例代表選出議員は、本件裁判の対象外である。

衆院の議事の決議の定足数は、定員(480人)=300人(小選挙区選出議員)+180人(比例代表選出議員)の1/3(160人=480人×1/3)である。比例代表選出議員(180人)は、この定足数(160人)を満たす。

よって、300人の小選挙区選出衆院議員が、上記のとおり、一斉に

辞職しても、衆院は、「法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為」(憲法98条1項)を行うことに、何らの不都合もない。

告となれば、1人当たりの慰謝料・5000円として、総額1000億円請求の大訴訟となる。

国が敗訴して、賠償金を支払った場合、国は、故意に違反した各国会議員個人に対して、求償権を持つ(国賠法1条2項)。

3 例えば、国会は、「憲法は、人口比例選挙を要求している」と明言する最高裁判決に従うために、下記の、わずか2カ条の1ヶ月の时限立法を立法できる。

1条: 現行公選法の、衆院の300議席の小選挙区割り規定を廃止する。

2条: 有権者は、300人の衆院議員を参院選の比例代表制(全国一区)と同一の選挙制度で選出する。

衆院は、同法施行日以後1ヶ月以内に、解散されるであろう。同法の下で新たに人口比例選挙によって選出された国会議員が、時間を掛けて、十分議論したうえで、憲法の要求する人口比例選挙の選挙区割り(小選挙区制、中選挙区制、大選挙区制等のいずれでもよい。)を定める本格的法改正を行えばよい。

有権者は、人口比例選挙の投票を行えないため、1人当たり5000円(慰謝料)の損害を被ると解される。けだし、平成17年最高裁大法廷判決は、在外邦人選挙権確認等訴訟で、選挙権行使できなかった在外邦人に、一人当たり5000円の慰謝料を認めていたからである。

有権者は、1億400万人強である。2次国賠訴訟で2000万人が原

VI 地方裁判所の命令から法改正まで、何と9日間

米国連邦地裁は、2002年4月8日、ペンシルバニア州(State)の19個の選挙区間の「最大人口差」(19人)を「違憲」と判断し、3週間以内に、憲法に沿った選挙区割りの法改正案を提出するよう、選挙管理委員会に命じた。その命令を受けて、同州議会は、同裁判所の命令の日から9日後(2002年4月17日)に、同「最大人口差」を1人に縮減する選挙区割り法の法改正を行った(注1)。

裁判所の判断から立法までの、日本とペンシルバニア州(State)のそれぞれのスピードの、驚天動地の大差に驚く。

VII 違憲議員(=立法行為の実質的「無資格者」)の「憲法改正提案」は、違憲・無効である(憲法98条1項)

現職の「違憲国会議員」(=立法行為の実質的「無資格者」)が現在国会で行っている立法行為(「憲法改正提案」を含む)は、憲法秩序の根本的破壊である。

これは、「國家レベルの異常行為」である。

VIII 歴史的高裁判決

1 本年3~4月、各高等裁判所・高等裁判所支部は、本件選挙裁判につき、

①2個の「違憲・無効判決」、

②13個の「違憲・違法判決」「事情判決」という)、
③2個の「違憲状態判決」を下した。

2 ①広島高裁岡山支部判決(片野信好裁判長)、②名古屋高裁金沢支部判決(市川正巳裁判長)及び③福岡高裁(西謙二裁判長)は、「憲法上、人口比例選挙が原則である」旨明記する歴史的判決を下した。

3 広島高裁(佐藤順子裁判長)は、「憲法14条(法の下の平等)に触れることが、憲法が、國民主権を宣明した上で、三権分立制度を採用し、最高裁判所に違憲審査権を付与していることに照らすと、

国会の広範な裁量権は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を是正し、民主的政治過程のゆがみを是正するという極めて高度の必要性から、制約を受けた。国会の広範な裁量権は、憲法の投票価値の平等の要求に反する旨の判決を下した。

IX 「不条理坂」を転がり始めた「一人一票」の「雪だるま」は、もう誰も止められない

</div